

【参考資料2】上乗せ・横出し条例の比較

自治体	全面施行年月	条例の名称	禁止される行為	規制の対象	条文
国	H28.4	障害を理由とする差別的解消の推進に関する法律	○差別的取扱い ○合理的配慮の不提供	○差別的取扱い ⇒行政、事業者 ○合理的配慮の不提供 ⇒行政 ※事業者は努力義務	※差別的規定はなし ○差別的取扱いの禁止規定 「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、 <u>障害者の権利利益を侵害してはならない</u> 」 「事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、 <u>障害者の権利利益を侵害してはならない</u> 」 ○合理的配慮の不提供の禁止規定 「行政機関等は、……その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、 <u>社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。</u> 」 「事業者は……その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、 <u>社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。</u> 」
岩手県	H23.7	障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例	不利益な取り扱い（＝不利益な区分・排除・権利の制限＋合理的配慮の不提供）、虐待	何人も	○不利益取扱いの規定 「障がいのあることを理由として不利な区分、排除及び権利の制限をすること並びに障がいのない人との実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるようになるための必要かつ合理的な配慮（社会通念上相当と認められる程度を超えた人的負担、物的負担、経済的負担その他の過重な負担を課すものと認められる場合を除く。）をしないこと」 ○禁止規定 「何人も、障がいのある人に対し、不利益な取扱いをしてはならない。」
茨城県	H27.4	障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例	差別（＝差別的取扱い＋合理的配慮の不提供）	何人も	○差別の規定 「障がいを理由として障害のない人と不当な差別的取扱いをすることにより、障害のある人の権利利益を侵害すること又は社会的障壁の除去の実施について合理的配慮をしないことをいう。」 ○禁止規定 「何人も、障害のある人に対し、差別をしてはならない。」
千葉県	H19.7	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例	差別（＝不利益取扱い＋合理的配慮の不提供）	何人も	○差別の規定 「この条例において差別とは、次の各号に掲げる行為をすること及び障害のある人が障害のない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要な合理的な配慮に基づく措置を行わせないことをいう。」 ※①福祉サービス、②医療、③商品・サービス提供、④雇用、⑤教育、⑥施設・交通機関利用、⑦不動産取引、⑧情報提供を各号で規定 ○禁止規定 「何人も、障害のある人に対し、差別をしてはならない。」

自治体	全面施行年月	条例の名称	禁止される行為	規制の対象	条文
富山県	H28.4	障害のある人の人権を尊重し、県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例	差別(＝不利益な取扱い＋合理的配慮の不提供)	何人も	○差別の規定 「この条例において差別とは、障害のある人に対し、正当な理由なく障害を理由とする不利益な取扱いをすること又は社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしないことをいう。」 ○禁止規定 「何人も、障害のある人に対して、障害を理由とする差別をしてはならない。」
奈良県	H28.4	奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例	○不利益な取扱い ○合理的配慮の不提供	何人も	※差別の規定はなし ○不利益な取扱いの禁止規定 「何人も、次に掲げる行為をしてはならない。」 ※①福祉サービス、②障害福祉サービス、③不動産取引、④医療、⑤教育、⑥雇用、⑦施設・交通機関の利用、⑧情報提供、⑨商品・サービス提供、⑩前各号のほか障害を理由として不利益な取扱いを各号で規定 ○合理的配慮の不提供の禁止規定 「何人も、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、本人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」
愛媛県	H28.4	愛媛県障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例	差別(＝差別的取扱い＋合理的配慮の不提供)	全ての県民	○差別の規定 「障がい者を理由として不当な差別的取扱いをすること又は社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしないことにより、障がい者の権利利益を侵害することをいう。」 ○禁止規定 「全ての県民は、障がい者に対して、障がい者を理由とする差別をしてはならない。」
長崎県	H26.4	障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例	差別(＝不均等待遇＋合理的配慮の不提供)	何人も	○差別の規定 「客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、不均等待遇を行うこと又は合理的配慮を怠ることをいう。」 ○禁止規定 「何人も、次条から第19条までに定めるもののほか、あらゆる分野において、障害のある人に対して、差別をしてはならない。」 ※①福祉サービス、②医療、③商品・サービス提供、④労働・雇用、⑤教育、⑥建築物の利用、⑦交通機関の利用、⑧不動産取引、⑨情報提供、⑩意思表示の受領を各条で規定
大分県	H28.4	障害のある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例	差別することその他の権利利益侵害行為(合理的配慮の不提供を含む)	何人も	○差別の規定 「障がいのある人に対して、障がい者を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為(社会的障壁の除去に伴う負担が過重でない場合に、合理的配慮を怠ることを含む。)をいう。」 ○差別の禁止規定 「何人も、障がい者を理由とする差別をしてはならない。」

自治体	全面施行 年月	条例の名称	禁止される行為	規制の対象	条文
沖縄県	H26.4	沖縄県障がいのある人も共に暮らしやすい社会づくり条例	差別、合理的配慮の不提供、虐待、分野ごとに定められた禁止行為(正当な理由のない拒否・制限・条件付加・強制等)	何人も	<p>※差別の規定はなし ○差別の禁止規定 「何人も、第3項(虐待)及び次条から第17条までに規定する行為のほか、障害のある人に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」</p> <p>※①福祉サービス、②医療、③サービス・商品提供、④雇用、⑤教育、⑥建築物等の利用、⑦交通機関の利用、⑧不動産取引、⑨意思表示、⑩情報提供を各条で規定</p> <p>○合理的配慮の規定 「何人も、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、……社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」</p>